

西田証人倒れる

午後最終尋問は一月に 審理中止

水俣病裁判

水俣病裁判の第二十七回口頭弁論は、十日午前十時から熊本地裁民事三部斎藤次郎裁判長係りで続開、この日は午前中で元新日窒水俣工場長の西田栄一氏の尋問が終了することになっていたが、午前中の尋問が長引き、一部を午後に持ち越した。ところが、昼休み時間、西田証人が過労で倒れたため、午後最終の審理は行なわれず、残りの尋問は次回来月二十日の午前中に持ち越された。

午前十時開廷後、原告側は三十二年十一月、船大が発表した「重金属説」前後の会社の対策などに

ついてたまたした。しかしほとんどはこれまでの尋問の繰り返しだったため、新味はなく、西田証人も従前と同様な答えになって、尋問は堂々めぐりをした。午後一小时前、午前中の審理を終わったが、原告側は尋問事項が残っているととして、午後西田証人の尋問続行を要求、斎藤裁判長はこれを認め、午後予定していた元新日窒技術部長の徳江毅氏を次回に回して、同日いっばい西田氏を調べることにした。

ところが、昼休みでホテルに帰った西田氏が、食事をとろうとし

たさい、気分を悪くして倒れた。診断書によると、過労から持病のシンウ炎が悪化、二日間の安静が必要という。被告側は代わりに徳江証人の尋問に移ってほしいと要望したが、原告側は西田氏がすまない以上別の証人には移れぬと譲らず、裁判所側が双方代理人と話し

合った結果、次回二月二十日の午前中に西田証人の最終尋問をすること、同日は徳江証人の尋問は行なわないことを決めて、このむね法廷で宣告、午後四時前閉廷した。